情報提供とサービス

郵送で

●ご契約現況のお知らせ
ご契約ごとに毎年4回、ご契約内容（積立金額、ユニット・プライス、死亡給付金額等）についてお知らせします。

●運用実績レポート
毎年4回、特別勘定の運用経過、資産の内訳等についてお知らせします。

●変額個人年金保険（09）終身D3型（特別勘定）決算のお知らせ
事業年度決算後、特別勘定の運用実績や運用収支状況等について、お知らせします。

電話で

アクサ生命
カスタマーサービスセンター

TEL 0120-933-399

9:00～17:00
（土・日・祝日および12／31～1／3を除く）

●契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会
●契約内容の変更や給付金請求等の各種お手続き
●各種お問い合せ

インターネットで

アクサ生命
ホームページ

http://www.axa.co.jp/life/

●会社案内、商品案内
●ユニット・プライス推移、特別勘定の運用実績
●「ご契約者さま専用インターネットサービス*」によるご契約内容・積立金の照会

*「ご契約者さま専用インターネットサービス」の利用には事前の登録が必要です。

ご留意いただきたい事項

●このご案内は、商品の概要を説明したものです。
変額個人年金保険（09）終身D3型のご検討に際しては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」をご覧の上で、変額個人年金保険の販売資格を持つ募集代理店の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。
「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保存してください。
（「ご契約のしおり・約款」記載事項の例）
◆お申込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ制度）について　◆特別勘定と資産運用について　◆告知について
◆保障の責任開始期および契約日について　◆死亡給付金等をお支払いしない場合などについて
◆ご契約の解約・一部解約と解約払戻金について

●アクサ生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。
生命保険会社の業務または財産の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である引受保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構（TEL 03-3286-2820「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時」ホームページアドレス http://www.seihohogo.jp/）までお問い合せください。

●この保険の販売資格について
この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。募集代理店の担当者（生命保険募集人）の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命の募集人登録等関係カスタマーサービスセンター［03-5789-1310　9:00 ～ 17:00（土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）］までお問い合せください。

●生命保険募集人について
募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

募集代理店からのご説明事項

●この保険にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引きに影響を及ぼすことは一切ありません。
●この保険はアクサ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象とはなりません。

募集代理店

引受保険会社

アクサ生命保険株式会社
redefining／standards

〒108-8020　東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777（代表）
→アクサ生命ホームページ　http://www.axa.co.jp/life/

2009.10.01

この商品は新規の販売を停止しています。
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

アクサ生命の変額個人年金保険

新黄金世代

変額個人年金保険（09）終身D3型

アクサ生命
redefining／standards

2009.10

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

これまでも。
そして、これからも。
黄金のコンパスが、未来をしめす

新黄金世代

変額個人年金保険(09)終身D3型

⚠ご注意いただきたい事項

変額個人年金保険の投資リスクについて

この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式および円貨建ての公社債等で行っており、株式および公社債等の価格変動と為替変動等にともなう投資リスクがあります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、このリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。

諸費用について ※くわしくはP.12をご覧ください。

【積立期間中および年金支払期間中】
·契約初期費:一時払保険料に対して5.0%
·保険関係費:特別勘定の積立金額に対して年率2.95%
·運用関係費:投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%程度(税抜年率0.21%程度)
※運用手法の変更·運用資産総額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。
【一般勘定で運用する年金の支払期間中】(一般勘定で運用する年金に変更された場合)
·年金管理費:年金額に対して1.0% ※将来変更される可能性があります。

受取総額保証金額について

受取総額保証金額は、年金支払開始日以後に年金受取人に特別勘定終身年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額であり、積立期間中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に年金を一括でお受け取りいただく場合には、保証されておりません。受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

【商品パンフレットにて使用している用語について】
「商品パンフレット」では、変額個人年金保険(09)終身D3型主約款に定める表記について、一部「ご契約のしおり·約款」等と異なる表記を使用しておりますのでご注意ください。
●「受取総額保証金額」は、基準保証金額を意味します。
●「ロールアップ保証金額」は、最低保証死亡給付金額の基準となるロールアップ保証金額、および基準保証金額(受取総額保証金額)の基準となる基本保険金額(一時払保険料)の年2.5%(単利)逓増金額を意味します。
●「特別勘定終身年金」は、保証金額付特別勘定年金を意味します。

これからは、お金に働いてもらおうかな···

●意外と長い!?セカンドライフ

現在年齢	性別	平均余命	
60歳	男性	+22.58年	約83歳
	女性	+28.12年	約88歳
70歳	男性	+14.84年	約85歳
	女性	+19.29年	約89歳

平均寿命と平均余命
死亡状況(年齢別死亡率)が、今後変化しないと仮定したときに、各年齢の人が、平均的に見て今後何年生きられるかという期待値を表したものを「平均余命」といいます。「平均寿命」は、特に0歳の人の平均余命をいいます。

●これからどうなる?

消費者物価と資産価値の推移(1970年1月~2009年6月)

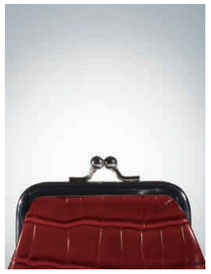

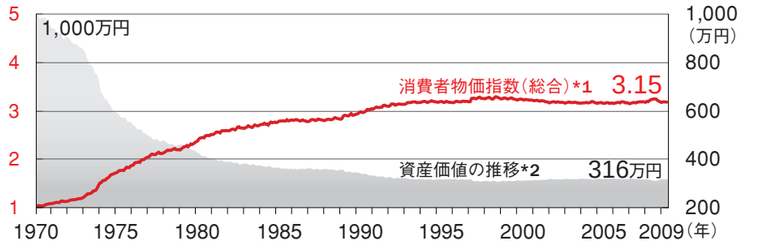

*1 1970年1月を1とした場合の推移を示しています。(左軸)
*2 1970年1月に1,000万円を保有していた場合の資産価値の推移を示しています。(右軸)

主要国の消費税(付加価値税)率

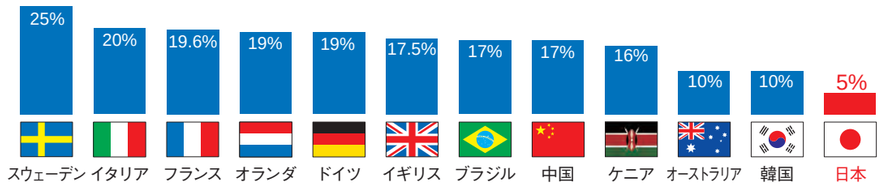

出所/
「意外と長い!?セカンドライフ」:厚生労働省「平成20年簡易生命表(2009年公表)」をもとにアクサ生命が作成
「消費者物価と資産価値の推移」:総務省統計局「平成17年基準消費者物価指数(全国)」をもとにアクサ生命が作成
「主要国の消費税(付加価値税)率」:全国間税会総連合会「世界の消費税(付加価値税)平成20年度版」をもとにアクサ生命が作成

生涯にわたって資産を運用しながら、年金をふやしつづける。
そんな"くふう"が必要です。

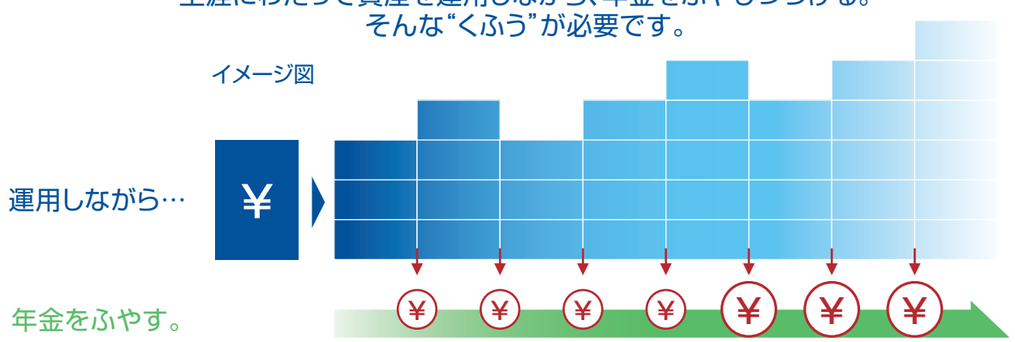

記載の図はあくまでもイメージであり、資産運用をすると必ず投資元本や年金がふえるわけではありません。

その"くふう"とは·····▸ ·····▸ ·····▸

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

ゆとりあるセカンドライフへの“くふう”。3つのポイントで、“新黄金世代”が、しっかりサポート。

ポイント1 ずーっと受け取り!

運用を続けながら、一生涯受け取る年金

⚠年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行いません。

ポイント2 すぐに受け取り!

積立期間は、最短1年から自由に設定

⚠ご契約後、年金支払開始日を変更することはできません。

ポイント3 ふやして受け取り!

受取総額保証金額をふやすための2つの機能

⚠「2.5%ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加する期間は最長10年間です。

受取総額保証金額とは?

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」との合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 受取総額保証金額は、下記のうち最も大きい金額となります。

年金支払開始日における ロールアップ保証金額	年金支払開始日の直前の契約応当日における ラチェット保証金額	年金支払開始日前日における 積立金額

⚠受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。積立期間中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

特別勘定で運用しながら、一生涯にわたって、お受け取りいただく年金

特別勘定終身年金

- 年金額は、「受取総額保証金額×算出率(3.0%)」となります。
  →算出率は積立期間にかかわらず一定です。
- 年金支払開始日は積立期間満了日の翌日で、以降の年金支払日は年単位の契約応当日となります。
  →年金をお支払いする際には、積立金額から年金額を控除します。
- 年金支払開始日以後の運用実績が好調で、毎年の年金支払日前日において「積立金額+既払年金累計金額」が、それまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として適用します。
  →受取総額保証金額を見直した後の年金額は、「新たな受取総額保証金額×算出率(3.0%)」となります。

⚠年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降、特別勘定での運用は行わないため、その後の受取総額保証金額の見直しはありません。

●イメージ図(積立期間1年の場合)●

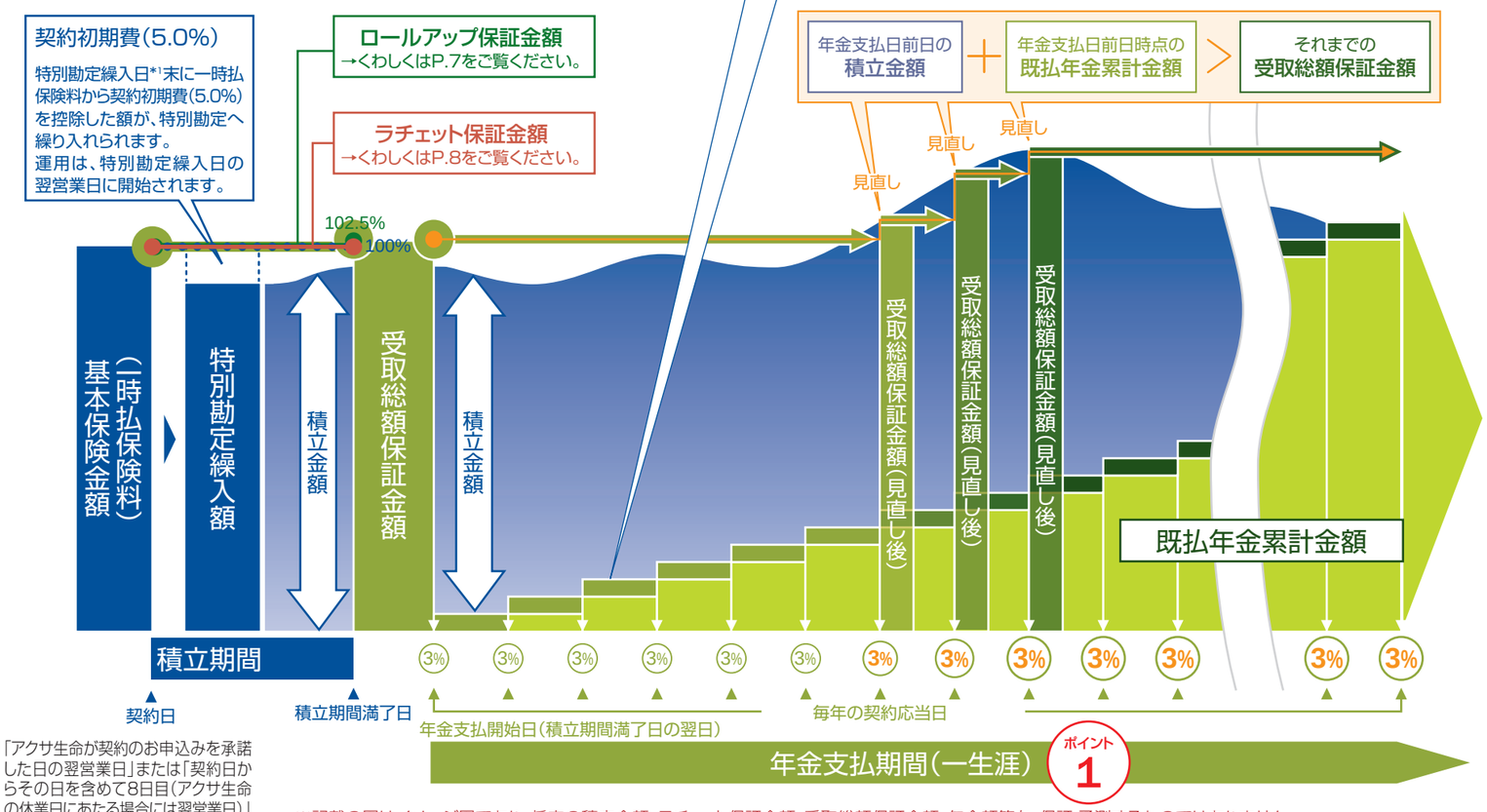

*1「アクサ生命が契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を、保証・予測するものではありません。なお、災害死亡給付金額は表示しておりません。

※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

ゆとりあるセカンドライフへの“くふう”。3つのポイントで、“新黄金世代”が、しっかりサポート。

ポイント1 ずーっと受け取り!

運用を続けながら、一生涯受け取る年金

⚠年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降特別勘定での運用は行いません。

ポイント2 すぐに受け取り!

積立期間は、最短1年から自由に設定

⚠ご契約後、年金支払開始日を変更することはできません。

ポイント3 ふやして受け取り!

受取総額保証金額をふやすための2つの機能

⚠「2.5%ロールアップ保証機能」により受取総額保証金額が増加する期間は最長10年間です。

受取総額保証金額とは?

- 年金額の算出の基準となる金額です。
- 年金支払開始日以後における「既払年金累計金額」と、被保険者がお亡くなりになった場合の「死亡一時金額」との合計金額の最低保証金額のことをいいます。
- 受取総額保証金額は、下記のうち最も大きい金額となります。

年金支払開始日における	年金支払開始日の直前の契約応当日における	年金支払開始日前日における
ロールアップ保証金額	ラチェット保証金額	積立金額

⚠受取総額保証金額を一括でお受け取りいただくことはできません。

受取総額保証金額が最低保証されるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限られます。積立期間中にご契約を解約する場合や年金の一括支払の場合、また、特別勘定終身年金以外の受取方法で年金をお受け取りいただく場合には、受取総額保証金額ではなく積立金額を基準とした受取額となるため、一時払保険料を下回る場合があります。

2つの機能で、積立期間中に受取総額保証金額を着実にふやして から年金をお受け取りいただくことも可能です。

運用が不調なとき

年2.5%(単利)を保証! 2.5%ロールアップ保証機能

運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日に、基本保険金額(一時払保険料)に対して年2.5%(単利)増加します。(最長10年間)

●イメージ図●

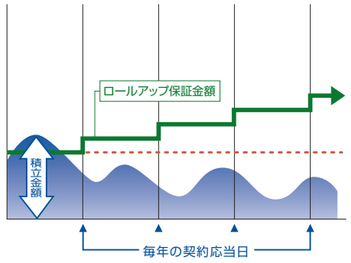

運用が好調なとき

高値でささえる! ラチェット保証機能

毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額を適用します。

●イメージ図●

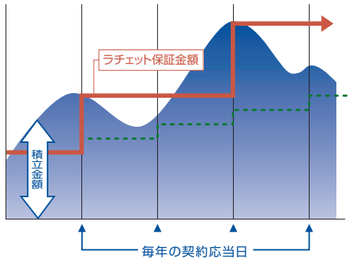

(ご参考)特別勘定終身年金の年金額の目安額[最低保証金額](課税前)

一時払保険料	積立期間:1年		積立期間:3年		積立期間:5年		積立期間:10年	
	ロールアップ保証金額	年金額(最低保証額)	ロールアップ保証金額	年金額(最低保証額)	ロールアップ保証金額	年金額(最低保証額)	ロールアップ保証金額	年金額(最低保証額)
200万円	205.0万円	6.1万円	215.0万円	6.4万円	225.0万円	6.7万円	250.0万円	7.5万円
300万円	307.5万円	9.2万円	322.5万円	9.6万円	337.5万円	10.1万円	375.0万円	11.2万円
500万円	512.5万円	15.3万円	537.5万円	16.1万円	562.5万円	16.8万円	625.0万円	18.7万円
1,000万円	1,025.0万円	30.7万円	1,075.0万円	32.2万円	1,125.0万円	33.7万円	1,250.0万円	37.5万円
2,000万円	2,050.0万円	61.5万円	2,150.0万円	64.5万円	2,250.0万円	67.5万円	2,500.0万円	75.0万円

※各積立期間経過後のロールアップ保証金額と、当該ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の年金額を計算。なお年金額は千円未満を切捨てて表示しています。
※年金額の計算に際し、積立期間中に確定するラチェット保証金額、および積立期間満了時における積立金額については、考慮しておりません。仮に運用が好調で、ラチェット保証金額、または積立金額が受取総額保証金額となった場合には、上記の年金額(最低保証額)は増加します。

●イメージ図(積立期間10年の場合)●

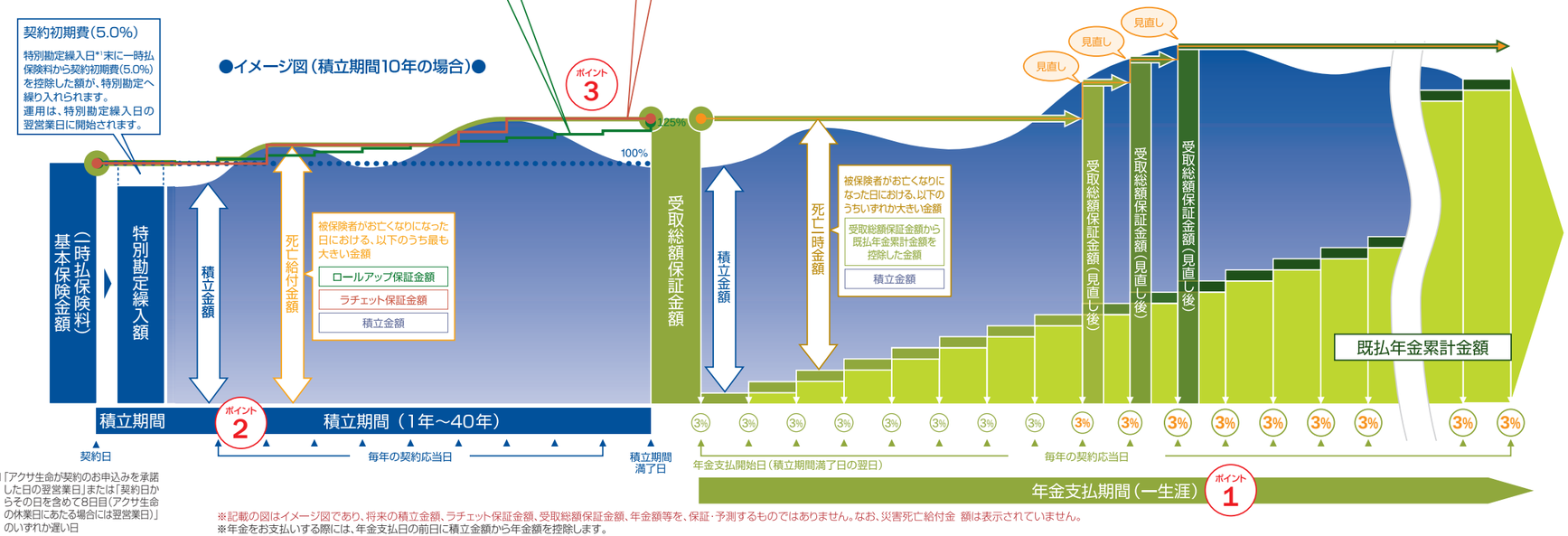

途中で積立金がなくなった場合でも、ご存命されている限り、年金のお受け取りはずーっと続きます。

*1「アクサ生命が契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を、保証・予測するものではありません。なお、災害死亡給付金 額は表示されていません。
※年金をお支払いする際には、年金支払日の前日に積立金額から年金額を控除します。

2.5%ロールアップ保証機能と ラチェット保証機能

2.5%ロールアップ保証機能

2.5%ロールアップ保証機能は運用が不調なとき、その効果を発揮します。

●積立期間中の運用実績にかかわらず、受取総額保証金額は毎年着実に増加します。
●ロールアップ保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額です。
●積立期間中、毎年の契約応当日に、基本保険金額（一時払保険料）に対して年2.5%単利で増加します。（下記【表1】参照）

⚠ ･2.5%ロールアップ保証機能により受取総額保証金額が増加する期間は積立期間中のみで、最長10年間です。
･ご契約の一部解約をした場合には、ロールアップ保証金額も一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額と同一割合で減額されます。（P.11「ご契約の解約等のお取扱い」参照）

●イメージ図（積立期間10年の場合）●

ロールアップ保証金額

運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日に、基本保険金額（一時払保険料）に対して、年2.5%（単利）増加します。（最長10年間）

【表1:積立期間に応じた保証率】

積　立　期　間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
保証率（対基本保険金額）	102.5%	105.0%	107.5%	110.0%	112.5%	115.0%	117.5%	120.0%	122.5%	125.0%

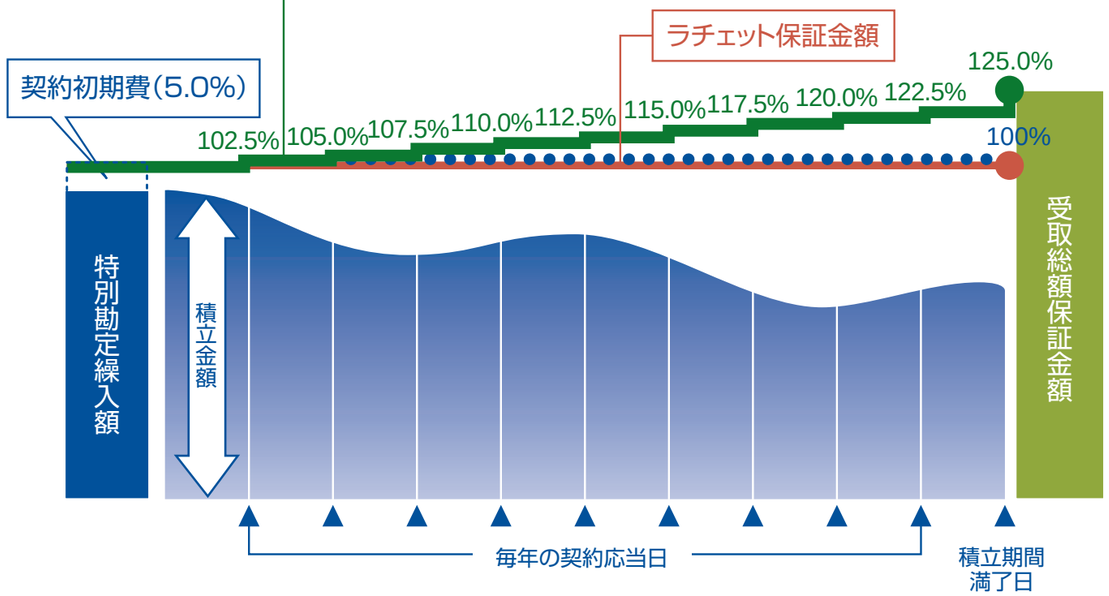

※図中の数値は基本保険金額（一時払保険料）に対する割合です。
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額等を、保証･予測するものではありません。

ラチェット保証機能

ラチェット保証機能は、運用が好調なとき、その効果を発揮します。

●特別勘定の運用が好調の場合、運用成果に応じて受取総額保証金額が増加するチャンスがあります（上限はありません）。
●ラチェット保証金額は、ご契約時においては基本保険金額（一時払保険料）と同額です。
●契約日以降、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額が新たなラチェット保証金額となります。
●その後、仮に運用が不調であったとしても、一度確定したラチェット保証金額が減少することはありません。

⚠ ご契約の一部解約をした場合には、ラチェット保証金額も一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額と同一割合で減額されます。（P.11「ご契約の解約等のお取扱い」参照）

●イメージ図（積立期間10年の場合）●

ラチェット保証金額

運用が好調の場合、運用成果に応じて受取総額保証金額が増加します。

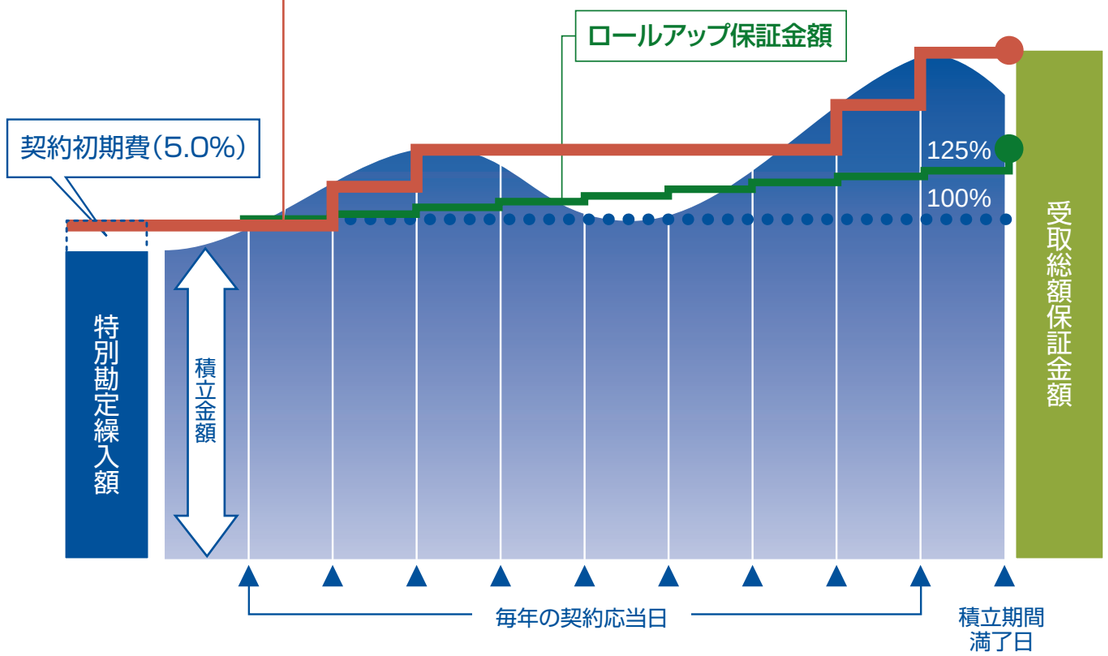

※図中の数値は基本保険金額（一時払保険料）に対する割合です。
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額等を、保証･予測するものではありません。

特別勘定

⚠特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替リスク等があり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。

特別勘定名	アロケーション20（09）G
投資配分	米国株式　5%　日本株式　10%　欧州株式　5%　日本債券　80% 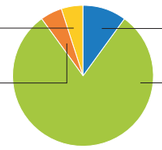
利用する投資信託	適格機関投資家私募　アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス（20／80）
利用する投資信託の特色と投資方針	●当ファンドは、国内外の株式および円貨建ての公社債を主要投資対象とするマザーファンドに分散投資しバランス運用を行うことにより、キャピタルゲインとインカムゲインを総合したトータルリターンの獲得を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。 ●各マザーファンド受益証券への投資配分は、信託財産の純資産総額に対して上記の比率を基本とし、一定の規律に従いリバランスを行います。 ●アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンドおよびアライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンドの組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⚠当ファンドが有する主なリスクは、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替リスク等があります。
利用する投資信託のマザーファンドとベンチマーク	
運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%程度（税抜年率0.21%程度）→くわしくはP.12をご覧ください。
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社 グロース株式、バリュー株式、債券、ブレンド戦略など、幅広い資産運用サービスや商品のご提供を通じて、資産運用業務をグローバルに展開するアライアンス・バーンスタイン*の日本拠点です。アライアンス・バーンスタインは、運用資産総額約41兆円（4,107億米ドル）**を誇る世界有数の資産運用会社です。 *アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。 **2009年3月末日現在。円換算レートは1米ドル＝98.77円（2009年3月31日のWMロイター）を使用。

	マザーファンド	ベンチマーク
日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX（東証株価指数、配当込み）
米国株式	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S＆P500 株価指数（円ベース）
欧州株式	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50種インデックス（円ベース）
日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	バークレイズ・キャピタル日本10年国債先物インデックス

※特別勘定の種類、投資方針および運用協力会社は、将来変更になる場合があります。

ご参考　参考指数とポートフォリオの推移（契約初期費・保険関係費・運用関係費控除前、課税前）

⚠本グラフは、下記の算出前提条件により運用を行ったと仮定した場合の、ポートフォリオと下記の参考指数の推移を事後的に検証したものであり、実際の特別勘定の実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を保証・予測するものではありません。

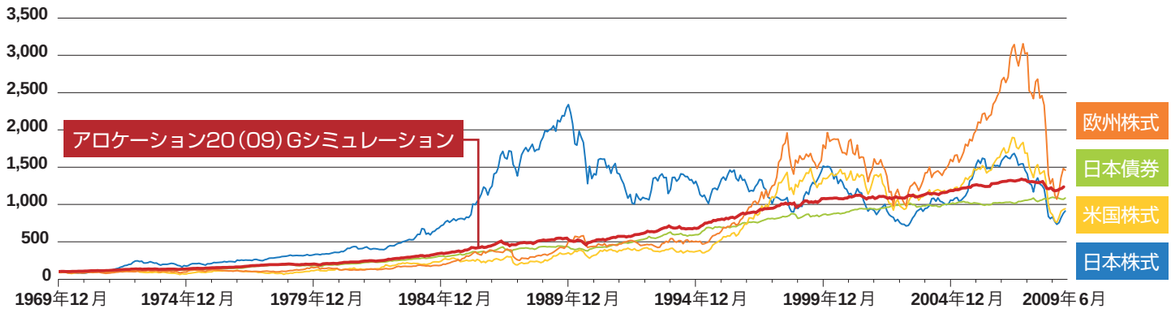

※ 1969 年 12 月末に 100 を投資した場合の各資産額の推移を示しています。
1.［算出前提条件］アロケーション20（09）Gシミュレーションは、投資配分で参考指数を保有したポートフォリオ（月次リバランス）で、投資に係る費用および税金等は一切考慮しておりません。
2.［参考指数］・日本株式：TOPIX（東証株価指数、配当込み）　・米国株式：S&P500株価指数（円ベース）　・欧州株式：〈1986年12月以前〉イボットソン・アソシエイツ・ジャパン欧州株式ポートフォリオ（円ベース）〈1987年1月以降〉ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストックス50種インデックス（円ベース）・日本債券〈1995年12月以前〉イボットソン・アソシエイツ・ジャパン日本長期国債先物理論価格指数〈1996年1月以降〉バークレイズ・キャピタル日本10年国債先物インデックス
※データ対象期間：1969年12月末日～ 2009年6月末日　※データ出所：イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社
（Copyright ©2009 Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権等すべての権利を有する同社から使用許諾を得ている。）

（ご参考）特別勘定終身年金受取シミュレーション［積立期間1年］（諸費用控除後・課税前）

⚠下表はアクサ生命の変額個人年金保険「新黄金世代」の特別勘定終身年金受取のイメージをつかんでいただくため、下記の算出前提条件で26年間運用を行ったと仮定した場合の、受取総額保証金額、年金額、積立金額等の推移をシミュレーションしたものであり、過去実績とは異なります。あくまでも仮定の数値およびその推移に過ぎず、特別勘定の運用成果や実績を示すものではありません。

【算出前提条件】
ご契約時に、一時払保険料1,000万円から契約初期費（5.0%）相当額を控除した額を特別勘定に繰り入れ、26年間運用した場合の運用実績（保険関係費（年率2.95%）、運用関係費（年率0.2205%）を毎月初の積立金額から控除）が、それぞれ2.0%と−2.0%であったと仮定。（複利）　なお、千円未満を四捨五入して表示しています。
・積立期間：1年
・年金支払期間：25年

●運用実績が2.0%の場合（単位：万円）

経過年数	受取総額保証金額（年度初）	年金額	既払年金累計金額①	積立金額（年度末）②	①と②の合計（年度末）	死亡給付金額（死亡ー時金額）＋①
0	1,000.0			966.4	966.4	1,000.0
1	1,025.0	30.8	30.8	954.4	985.2	1,025.0
2	1,025.0	30.8	61.5	942.1	1,003.6	1,025.0
3	1,025.0	30.8	92.3	929.6	1,021.9	1,025.0
4	1,025.0	30.8	123.0	916.8	1,039.8	1,039.8
5	1,039.8	31.2	154.2	903.3	1,057.5	1,057.5
6	1,057.5	31.7	185.9	889.1	1,075.0	1,075.0
7	1,075.0	32.2	218.2	873.9	1,092.1	1,092.1
8	1,092.1	32.8	250.9	858.0	1,108.9	1,108.9
9	1,108.9	33.3	284.2	841.2	1,125.4	1,125.4
10	1,125.4	33.8	318.0	823.6	1,141.6	1,141.6
11	1,141.6	34.2	352.2	805.2	1,157.4	1,157.4
12	1,157.4	34.7	386.9	785.8	1,172.8	1,172.8
13	1,172.8	35.2	422.1	765.7	1,187.8	1,187.8
14	1,187.8	35.6	457.8	744.6	1,202.4	1,202.4
15	1,202.4	36.1	493.8	722.7	1,216.6	1,216.6
16	1,216.6	36.5	530.3	700.0	1,230.3	1,230.3
17	1,230.3	36.9	567.2	676.3	1,243.5	1,243.5
18	1,243.5	37.3	604.5	651.8	1,256.3	1,256.3
19	1,256.3	37.7	642.2	626.4	1,268.6	1,268.6
20	1,268.6	38.1	680.3	600.1	1,280.4	1,280.4
21	1,280.4	38.4	718.7	572.9	1,291.6	1,291.6
22	1,291.6	38.7	757.4	544.9	1,302.3	1,302.3
23	1,302.3	39.1	796.5	515.9	1,312.4	1,312.4
24	1,312.4	39.4	835.9	486.1	1,321.9	1,321.9
25	1,321.9	39.7	875.5	455.3	1,330.9	1,330.9

●運用実績が−2.0%の場合（単位：万円）

経過年数	受取総額保証金額（年度初）	年金額	既払年金累計金額①	積立金額（年度末）②	①と②の合計（年度末）	死亡給付金額（死亡ー時金額）＋①
0	1,000.0			928.5	928.5	1,000.0
1	1,025.0	30.8	30.8	879.8	910.6	1,025.0
2	1,025.0	30.8	61.5	832.1	893.6	1,025.0
3	1,025.0	30.8	92.3	785.3	877.6	1,025.0
4	1,025.0	30.8	123.0	739.5	862.5	1,025.0
5	1,025.0	30.8	153.8	694.6	848.3	1,025.0
6	1,025.0	30.8	184.5	650.5	835.0	1,025.0
7	1,025.0	30.8	215.3	607.4	822.6	1,025.0
8	1,025.0	30.8	246.0	565.1	811.1	1,025.0
9	1,025.0	30.8	276.8	523.7	800.4	1,025.0
10	1,025.0	30.8	307.5	483.1	790.6	1,025.0
11	1,025.0	30.8	338.3	443.3	781.5	1,025.0
12	1,025.0	30.8	369.0	404.3	773.3	1,025.0
13	1,025.0	30.8	399.8	366.0	765.8	1,025.0
14	1,025.0	30.8	430.5	328.6	759.1	1,025.0
15	1,025.0	30.8	461.3	291.9	753.1	1,025.0
16	1,025.0	30.8	492.0	255.9	747.9	1,025.0
17	1,025.0	30.8	522.8	220.7	743.4	1,025.0
18	1,025.0	30.8	553.5	186.1	739.6	1,025.0
19	1,025.0	30.8	584.3	152.2	736.5	1,025.0
20	1,025.0	30.8	615.0	119.1	734.1	1,025.0
21	1,025.0	30.8	645.8	86.6	732.3	1,025.0
22	1,025.0	30.8	676.5	54.7	731.2	1,025.0
23	1,025.0	30.8	707.3	23.5	730.7	1,025.0
24	1,025.0	30.8	738.0	0.0	738.0	1,025.0
25	1,025.0	30.8	768.8	0.0	768.8	1,025.0

この商品は新規の販売を停止しています。記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

死亡保障

⚠被保険者死亡日において、既払年金累計金額が受取総額保証金額をこえ、かつ積立金額がない場合には、死亡一時金額のお支払いはありません。

		給付金名称	給付金額	給付金受取人
積立期間	年金支払開始日前に死亡された場合	死亡給付金	被保険者がお亡くなりになった日における右記のうち最も大きい金額をお支払いします。 ロールアップ保証金額 ラチェット保証金額 積立金額	死亡給付金受取人
積立期間	年金支払開始日前に所定の不慮の事故や所定の感染症により死亡された場合	災害死亡給付金	対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の10%を死亡給付金額に加算してお支払いします。	死亡給付金受取人
年金支払期間		死亡一時金	既払年金累計金額と死亡一時金額を合算した金額において、受取総額保証金額が最低保証されます。 被保険者がお亡くなりになった日における、右記のうちいずれか大きい金額をお支払いします。 受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額 積立金額	年金受取人*1

*1 年金受取人が、お亡くなりになった被保険者と同一人で、後継年金受取人が指定されている場合には、後継年金受取人にお支払いします。

※ 契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は、被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

年金支払特約　死亡給付金額(災害死亡給付金額)または死亡一時金額を、一時金にかえて遺族年金(一般勘定で運用する年金)としてお受け取りいただくこともできます。

⚠この特約の年金額は、ご契約時に定まるものではありません。
将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されます。

ご契約の解約等のお取扱い

⚠「解約」「一部解約」「年金の一括支払」「受取総額保証金額の減額」を行った場合にお受け取りいただく金額には最低保証はありません。一時払保険料を下回る可能性があります。

積立期間中(ご請求者:ご契約者)

解　約	●アクサ生命の本社が請求書類を受付けた日の翌営業日(解約日)末における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。 ※解約日が特別勘定繰入日より前となる場合は、解約払戻金額は基本保険金額(原則として一時払保険料と同額)となります。
一部解約	●一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただけます。 ●一部解約をした場合、積立金額から一部解約請求金額と同額が控除され、基本保険金額、ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額も、一部解約前と後との積立金額と同一割合で減額されます。 ⚠一部解約請求金額が3万円未満となる場合や、一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合、一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合には、お取扱いできません。

年金支払期間中(ご請求者:年金受取人)

年金の一括支払	●アクサ生命の本社が請求書類を受付けた日の翌営業日末における積立金額を、一括でお受け取りいただけます。
受取総額保証金額の減額 (積立金額の一部解約)	●減額後の受取総額保証金額をご指定いただきます。 ●受取総額保証金額の減額部分は解約されたものとして取扱い、減額分に対応する解約払戻金額をお支払いします。 ●受取総額保証金額の減額をした場合、アクサ生命の本社が請求書類を受付けた日の翌営業日を基準として、減額前の受取総額保証金額に対する減額後の受取総額保証金額と同一割合で、積立金額が減額されます。 ⚠減額後の年金額は、減額後の受取総額保証金額をもとに、改めて算出した金額となります。また、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、減額前と後との積立金額と同一割合で減額されます。 ⚠減額後の受取総額保証金額が50万円未満となる場合には、受取総額保証金額の減額のお取扱いはできません。

ご契約のお取扱い

被保険者のご契約年齢*と基本保険金額(一時払保険料) *契約日における満年齢	50歳～75歳*	最低200万円／最高5億円／1万円単位	※同一被保険者につき変額個人年金保険(09)のみで通算し、左記金額を限度とします。
	76歳～80歳*	最低200万円／最高1億円／1万円単位	
保険料払込方法	一時払		
告　知	職業告知のみ(医師による診査は不要)		
責任開始日	「被保険者告知日」または「アクサ生命が保険料を領収した日」のいずれか遅い日 ※この日よりご契約上の保障(責任)が開始されます。		
契　約　日	責任開始日　※この日を基準としてご契約年齢や積立期間等を計算します。		
特別勘定繰入日	「アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日」または「契約日からその日を含めて8日目(アクサ生命の休業日にあたる場合には翌営業日)」のいずれか遅い日 ※この日末に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。		
クーリング・オフ制度	ご契約の申込日、または一時払保険料充当金がアクサ生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額を全額お返しします。		
積立期間	1年～40年(年単位)　※ご契約後、年金支払開始日を変更することはできません。		
年金支払開始年齢	51歳～90歳		
年金受取人	ご契約者または被保険者		
年金の種類	特別勘定終身年金	※年金の受取方法は年1回のお受け取り以外に、「分割でのお受け取り(年2·4·6回)」「年金支払日の任意指定(年2日まで)」のいずれかをご選択いただくこともできます。	
年金支払期間	終　身		
付加できる特約	年金支払特約	この特約により、死亡給付金額、死亡一時金額等を年金でお受け取りいただくことができます。 ※ご契約時は確定年金(年金支払期間:5·10·15·20·25·30·36年のいずれか)から選択可能。	
	指定代理請求特約	この特約により、年金受取人が年金の請求を行う意思表示が困難である場合等に、年金受取人に代わってご契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が年金の請求を行うことができます。 ※指定代理請求人についてくわしくは「ご契約のしおり·約款」をご覧ください。	

諸費用

⚠この保険にかかわる費用は「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額となります。
一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。

ご契約時

項　目		費　用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要な費用	一時払保険料に対して5.0%	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

積立期間中および年金支払期間中

項　目		費　用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要な費用	特別勘定の積立金額に対して年率2.95%	積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%程度(税抜年率0.21%程度)※	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産総額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更·運用資産総額の変動等の理由により、将来変更になる可能性があります。

一般勘定で運用する年金の支払期間中　※年金の種類を変更した場合や年金支払特約等により年金としてお受け取りいただく場合です。

項　目		費　用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して1.0%*	年金支払日に責任準備金から控除します。

*年金管理費は、将来変更となる可能性があります。